

令和7年度 那須町中小企業振興資金融資制度

町内の中小企業者が、事業に必要な資金の調達を容易にするために設けられた制度です。

| 資 金 | 融資限度額 | 融資期間 | 融資利率 | 据え置き期間 |
|------------------|--|-------|------|--------|
| 運転資金 | 1,500万円 | 3年以内 | 1.6% | 12ヶ月以内 |
| | | 5年以内 | 2.0% | |
| 設備資金 | 1,800万円 | 5年以内 | 2.0% | |
| | | 7年以内 | 2.2% | |
| | | 10年以内 | 2.4% | |
| 緊急景気対策特別資金 | 1,000万円 | 6年以内 | 1.1% | |
| 創業支援資金 (運転資金) | 500万円 | 3年以内 | 1.4% | 6ヶ月以内 |
| | | 5年以内 | 1.6% | |
| 創業支援資金 (設備資金) | 500万円 | 3年以内 | 1.4% | |
| | | 5年以内 | 1.6% | |
| | | 7年以内 | 1.8% | |
| 保証人 | 法人は代表者（※保証料率を上乗せすることにより不要にできます） 個人は不要 | | | |

- ・緊急景気対策特別資金は運転資金となり、返済方法については月賦返済のみ。
- ・返済中の残額があっても、融資限度額の範囲内において融資を受けられます。
- ・創業支援資金を除く運転資金は、返済残が10分の3以内の場合借り換えすることができます。
- ・規則に定める融資期間に加えて3年を限度とし、取扱金融機関及び栃木県信用保証協会の双方が認めた期間において融資期間を延長することができます。
(令和8年3月31日まで)
- ・責任共有制度と責任共有制度外の融資利率は同率となります。

1. 取扱金融機関 足利銀行、大田原信用金庫、那須信用組合

2. 融資を受ける者の資格

町内で1年以上引き続き同一事業を営む中小企業者で、町税を完納している方。
その他、資金要件を満たす方。(栃木県信用保証協会が保証できる方。)
緊急景気対策特別資金及び創業支援資金については別に定めあり。

3. 利子補給補助金 1件の融資につき1回、貸付実行後に町から1%以内(創業支援資金融資を受けた方でUIJターン該当者は2%以内)の利子補給補助金が受けられます。

※緊急景気対策特別資金については、次年度に融資残額がある場合においては、更に1%以内の利子補給補助金が受けられます。

4. 信用保証料補助金 融資の際、信用保証料が発生しますが、借入時に町から信用保証料相当分の補助を受けられます。(※事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料率上乗せ部分を除く)

5. 申込提出書類

| | 必 要 書 類 | 運 転 | 設 備 | 緊 急 | 創 業 |
|----|---|-----|-----|-----|-------------|
| 1 | 融資斡旋依頼書及び融資依頼書 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 信用保証依頼書、信用保証委託申込書、 信用保証委託契約書 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 | 個人情報の取り扱いに関する同意書 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 確定申告書(写)・決算書(直近2期分)、 決算後6ヶ月以上経過の場合は残高 試算表 ※個人で試算表がない場合、売上高等営 業状況を把握する書類 | ○ | ○ | ○ | |
| 5 | 申込者の納税証明書(完納証明書) ※発行日より3か月以内のもの ※法人は法人と代表者のもの ※町外該当者も含む ※UIJ ターン者等は前住所地発行のも のも必要(創業支援資金) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 6 | 事業上必要な許認可証等(写) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7 | 見積書(写)、建築確認申請書(写)、契約 書(写)等 | | ○ | | ○ (設備のみ) |
| 8 | 不動産登記簿謄本、公図、建物図面等 ※新規担保提供の場合必要 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 9 | 固定資産税評価証明書 ※発行日より3か月以内のもの ※法人は法人と代表者のもの | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 10 | 商業登記簿謄本及び定款(写) ※新規または業態変更の場合、本社が他 市町の場合必要 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 11 | 融資残高の照会に関する同意書 | | | ○ | |
| 12 | 創業計画書 ※栃木県で実施する創業塾等の受講修 了証がある場合写しを添付 | | | | ○ |
| 13 | 創業時から現在までの経営状況の確認 できる書類(試算表等) ※すでに創業している場合のみ必要 | | | | ○ |
| 14 | 法人設立届出書(写)または個人事業の開 業・廃業等届出書(写) ※すでに創業している場合のみ必要 | | | | ○ |
| 15 | 「事業者選択型経営者保証非提供制度」 要件確認書兼誓約書 ※経営者保証の提供をしない場合のみ 必要 | ○ | ○ | ○ | ○ |

※その他、資金により必要書類があります。

(2025. 4. 1 現在)

6. ご相談お申し込み

那須町ホームページ <http://www.town.nasu.lg.jp/>

◎足利銀行黒田原支店

☎72-1211

◎那須信用組合黒田原支店

☎72-1331

◎足利銀行黒磯支店

☎62-1631

◎那須信用組合黒磯支店

☎62-0247

◎大田原信用金庫黒田原支店

☎72-1131

◎那須町商工会

☎72-0231

◎大田原信用金庫黒磯支店

☎62-0678

◎那須町役場観光商工課

☎72-6918